

宮城県農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県農産物等輸出拡大施設整備事業による対策（以下「本対策」という。）は、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という）、強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について（令和4年4月1日付け3新食第2087号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2896号農林水産省農産局長、3畜産第1989号農林水産省畜産局長通知）、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2897号農林水産省農産局長、3畜産第1991号農林水産省畜産局長通知）及び農産物等輸出拡大施設整備事業の配分基準（令和4年12月7日付け4新食第1935号大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、4農産第3469号農産局長通知）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(対策の対象)

第2 本対策の支援対象は、国要綱第4の1に定めるものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は国要綱別表に掲げるとおりとする。

(対策の実施等の手続き)

第3 事業実施主体は、本対策を実施するため、国要綱別紙のIの第5の1に基づき、事業実施計画を作成し、別紙様式第1号に事業実施計画（別紙様式第1号別添）を添付し、知事に提出してその承認を受けるものとする。なお、事業メニューに応じて、事業実施計画の審査に必要な項目を追加して求めるものとする。

2 知事は、1により提出された事業実施計画が国要綱の要件を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、事業実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

3 事業実施計画の重要な変更は、別紙様式第1号により、1に準じて行うものとするが、重要な変更以外の軽微な変更については、別紙様式第2号により知事に届け出るものとする。なお、重要な変更とは、次の（1）から（5）に該当する場合とする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 特認団体が実施する事業内容の変更
- (3) 地域提案の事業内容の変更
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) 事業の中止又は廃止

(事業の着手及び入札報告)

第4 事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかにその旨を別紙様式第3号により、知事に届け出るものとする。

2 事業実施主体は、1の届け出の内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式第4号により届け出るものとする。

(事業実施状況及び達成状況の報告)

第5 国要綱別紙のIの第5の6に定める事業実施状況の報告及び国要綱別紙のIの第5の7に定める成果目標の達成状況の報告は、7月末日までに別紙様式第5号により知事へ提出するものとする。なお、知事は必要に応じ、本対策の実施年度から目標年度までの間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

(事業名の掲示等)

第6 対策により設置又は導入した施設、機械等には、本対策名、本対策の実施年度等を表示するものとする。

(事業の公表)

第7 知事は、本対策の適正実施と透明性を図るため、事業実施主体からの実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業概要をホームページへの掲載等により公表するものとする。また、事業実施主体においても、その結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。

(推進指導等)

第8 市町村長は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施について推進指導に当たるものとする。

(書類の提出数及び経由)

第9 この要領により知事に提出する書類は事業を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあっては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この対策の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。ただし、事業の評価については、第5の規定に定めるところによる。